学事制度見直しの検討状況等について

1 学事制度審議会答申後の経過

- (1) 答申の周知
 - ・広報しながわ・ホームページ掲載、周知用パンフレットの配布
 - ・町会・自治会長への説明、PTA会長への説明等
- (2) 学事制度見直しの検討
 - ・就学人口調査等に基づく事務局原案(たたき台)の作成

2 学事制度見直しの考え方について(教育委員会事務局原案)

(1) 学区域の見直し

中学校区を見直し連携する小学校区を包含する (グループ化)。

- ・小学校と中学校・義務教育学校との連携グループの設定・・・別紙1
- ・学区域見直し(案)・・・・・・・・・・・ 別紙2
- (2) 学校選択制の見直し

小学校・義務教育学校前期課程の学校選択は選択範囲をブロック内の学校 から隣接する学区域の学校に見直す。

中学校・義務教育学校後期課程の学校選択は現行の自由選択を継続する。

- ・学校選択制見直し「小学校・義務教育学校前期課程」(案)・・・別紙3
- (3) (1)、(2)の見直しに伴う経過措置の設定
 - ・新制度施行における経過措置(案)・・・・・・・・別紙4

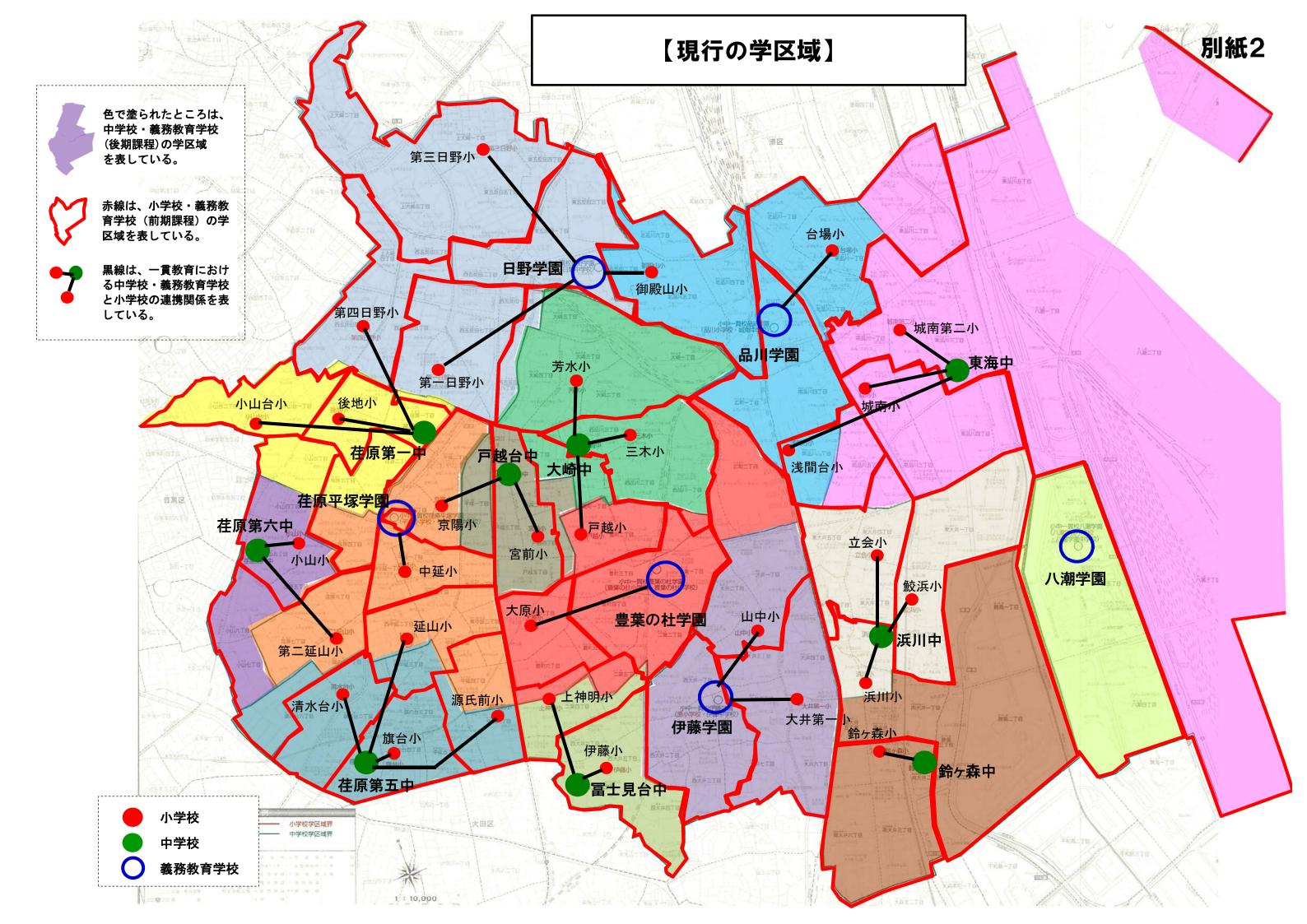
3 新制度の構築に向けたスケジュール (予定)

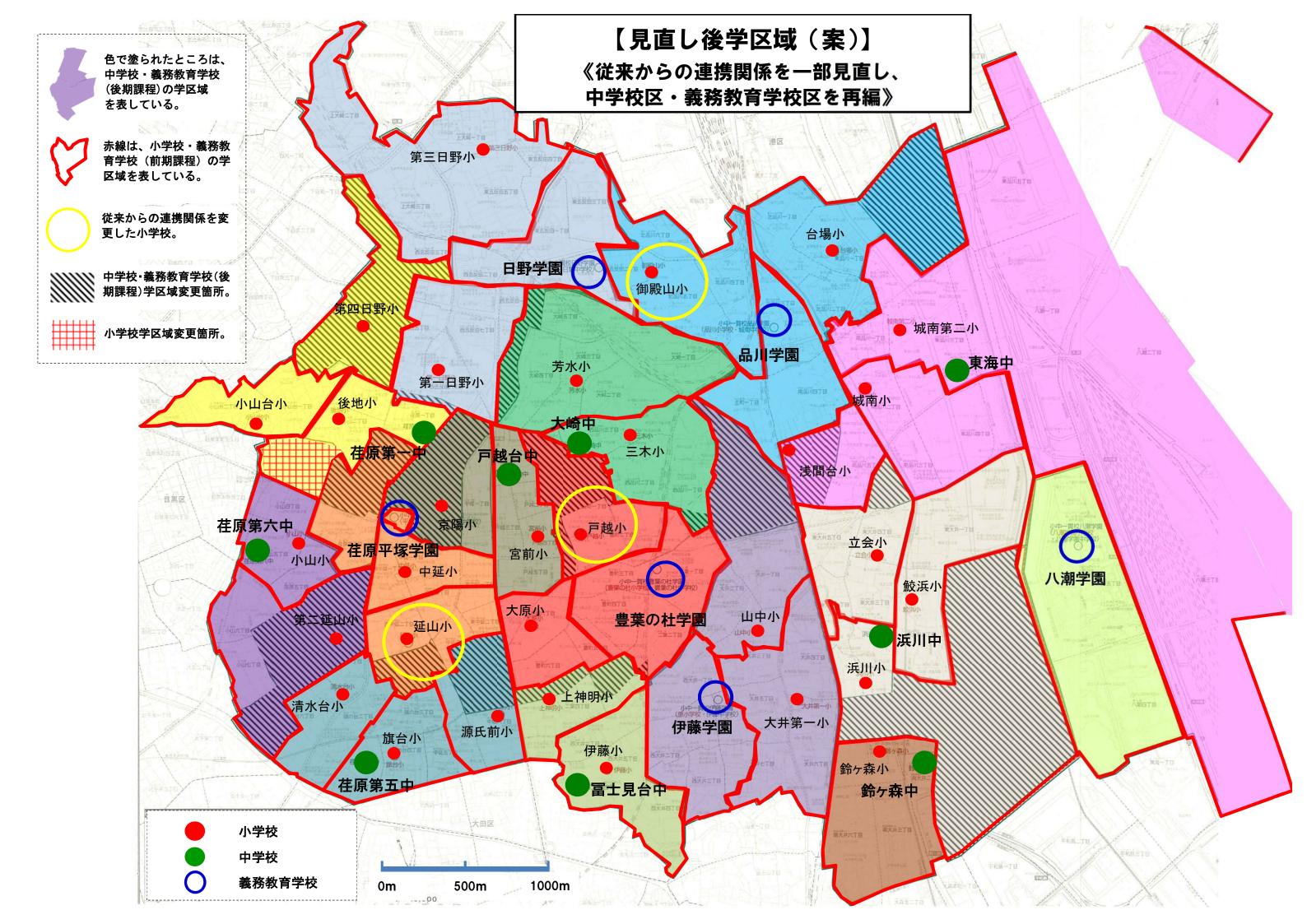
年度	実施内容
平成 29 年度	学事制度審議会答申(平成30年3月)
平成 30 年度	教育委員会事務局による施策の立案
	①学区域等の見直しに係る制度設計、原案作成(4月~10月)
	②町会・自治会等への説明・調整(11月~)
	③新制度の決定(年度中)
平成 31 年度	新制度の周知・準備
	①広報誌、ホームページ、周知用パンフレット等
	②平成 32 年度新入学予定者の学校選択手続(新制度適用)
平成 32 年度	新制度の運用開始
	※品川区立学校教育要領全面実施(第1~6学年)

グループ設定にあたっての 前提条件

- (1) 小学校(義務教育学校前期課程)の学区域は原則として動かさず、小学校と中学校(義務教育学校後期課程) の現行の一貫教育の連携関係を基本とする
- (2) 学校同士の連携やコミュニティ・スクールをより効果的に実施 していく観点から、連携グループの学校数は中学校1校に対し 小学校3校、義務教育学校1校に対し小学校2校を上限とする
- (3) 現行の連携関係に基づいた児童・生徒数等シミュレーションの結果、将来、収容能力を大幅に超える学校については、可能な範囲で連携関係を見直す

	現行の小・中学校等の一貫教育の連携関係				連携グループ案				
	中学校・義務教育学校(後期課程)	小学校・義務教育学校(前期課程)	星)		中学校•義務教育学校(後期課程)	小学校·義務教育学校(前期課程)	グループ設定(変更)の理由		
		城 南		1	東海	城 南			
1	東海	浅 間 台				浅 間 台	現行の一貫教育連携校		
		城南第二				城南第二			
		三木		2	大 崎	三木	現行の一貫教育連携校		
2	大 崎	芳 水				芳 水	- 切100 - 貝软目建物性 		
		戸 越	q			鮫 浜			
		鮫 浜		3	浜 川	立 会	現行の一貫教育連携校		
3	浜 川	立 会				浜 川			
		浜川	 	4	鈴ヶ森	鈴ヶ森	現行の一貫教育連携校		
4	鈴ヶ森	鈴ヶ森		5	富士見台	伊藤	現行の一貫教育連携校		
5		伊藤		"	田土兀口	上神明	近100 貝役日廷防仪 		
o	亩 上 兄 口	上神明				後地			
		後地		6	荏原第一	小 山 台	現行の一貫教育連携校		
6	荏原第一	小 山 台				第四日野			
		第四日野	i			源 氏 前			
		源 氏 前		7	荏原第五	旗 台	現行の一貫教育連携校		
7	荏原第五	旗 台	i i			清 水 台			
'	江水为五	清 水 台		8	荏原第六	小 山	現行の一貫教育連携校		
		延山				第二延山			
8	荏原第六	小 山		9	戸 越 台	京陽	現行の一貫教育連携校		
	17.77.77	第二延山				宮前	3010 2302		
9	戸 越 台	京陽			日野学園(前期課程)				
_		宮前		10	日野学園(後期課程)	第一日野	現行の一貫教育連携校		
		日野学園(前期課程)				第三日野			
10	日野学園(後期課程)	御殿山				伊藤学園(前期課程)			
		第一日野		11	伊藤学園(後期課程)	大井第一	現行の一貫教育連携校		
		第三日野				山中			
		伊藤学園(前期課程)		12	八潮学園(後期課程)	八潮学園(前期課程)	前期課程と後期課程の学区域が完全に一致		
11	伊藤学園(後期課程)	大井第一				荏原平塚学園(前期課程)	現行の一貫教育連携校		
		山中		13	荏原平塚学園(後期課程)	中 延	3.10		
12	八潮学園(後期課程)	八潮学園(前期課程)		-		延 山	条件(2)により連携先を荏原第五中学校から荏原平塚学園へ		
13	荏原平塚学園(後期課程)	荏原平塚学園(前期課程)				品川学園(前期課程)	現行の一貫教育連携校		
ıs	近你下场于图(波别林性 <i>)</i>	中 延		14	品川学園(後期課程)	台 場	が 1 ツ		
14	品川学園(後期課程)	品川学園(前期課程)	4	<u> </u>	>	御殿山	条件(2)(3)により連携先を日野学園から品川学園へ		
14	如川于图(汝粉林性)	台 場				豊葉の杜学園(前期課程)	現行の一貫教育連携校		
15	豊葉の杜学園(後期課程)	豊葉の杜学園(前期課程)	1	15	豊葉の杜学園(後期課程) >	大 原	- 九□ Ⅵ 貝孜月足顶似		
13	豆未炒江于图(12)树体性/	大 原				戸越	条件(3)により連携先を大崎中学校から豊葉の杜学園へ		



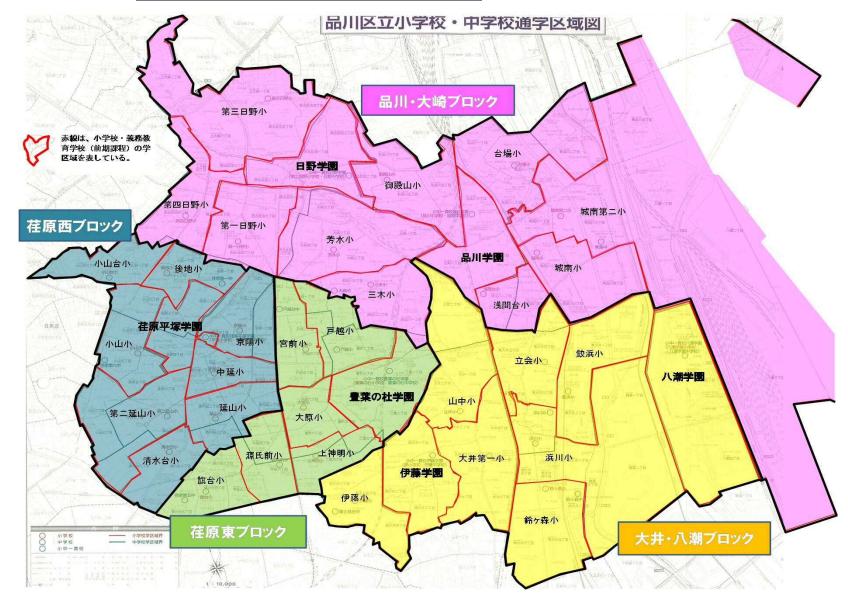


<現 行>区内を4ブロックに分け、<u>住所地のブロック内の小学校</u>および<u>区内全域の義務教育学校</u>から選択



<見直し後>住所地の学校および隣接する学区域の小学校・義務教育学校から選択(原則)

【現行】学校選択制における選択範囲(ブロック別)



【特例措置の設定】

- 1. 隣接する数が極端に少ない小学校に対しては、最低でも3校選べるよう、隣接以外で最も近い学校を追加(該当校にピンク塗り)
- 2. 義務教育学校と接していない小学校は、必ず義務教育学校を1校追加 (該当校に黄色塗り) 第一に児童の通学路の安全性を重視し、当該学区の学校から直線距離で最も近い義務教育学校を選定 ほぼ同距離の場合は、過去5年間の義務教育学校の選択状況を考慮
 - ※ 中学校および義務教育学校後期課程の学校選択は、現行の区内全域からの自由選択を継続

【見直し後】学校選択対象校一覧(隣接校)

- ・ 現行の学区域が多少でも接している学校を列挙
 - は見直し後に新たに選択対象校に加わる学校

No.	学校名					選択対象校				
_	LIS		1	2	3	4	5	6	7	8
	城		城南第二	浅間台	品川学園		鮫浜			
2	浅間		城南	品川学園		山中				
3	三		芳水	豊葉の杜学園	戸越	山中				
4			台場	芳水	日野学園		2 70 7K EE			
5	城南第			台場	品川学園		八潮学園	占 公		
6	第一日				日野学園		京陽	宮前	古 公	d c
7	芳一口		御殿山	三木		日野学園	品川学園	尸越	宮前	山中
8				日野学園		SV Lila	1.11.75			
9				第三日野			小山台			
	大井第		山中	立会	浜川	鈴ヶ森	伊藤学園			
11	鮫		立会	浜川	八潮学園	******	城南第二	\P = /\	1 ↓.	→ _L.
12			大井第一	立会			豊葉の杜学園		芳水	三木
	立		大井第一	鮫浜	山中	浜川		城南	伊藤学園	
	浜		大井第一	鮫浜		鈴ヶ森	八潮学園			
15	~		伊藤学園		上神明					
16			大井第一	浜川	伊藤学園					
17	台		城南第二	御殿山	品川学園	<u>_</u>	// H HZ			
18			中延	後地	荏原平塚学園		第一日野	上压		***
	延		中延	第二延山		旗台		大原	宮前	荏原平塚学園
20		-	京陽	延山		荏原平塚学園	宮前			
21	小			後地	荏原平塚学園	(小山台		74.1.		
22	大		宮前	源氏前	戸越		豊葉の杜学園	. — .	1 ↓.	
23	* '		大原	戸越	延山	中延	京陽	第一日野	方水	豊葉の杜学園
24	** *		大原	旗台	上神明	延山	豊葉の杜学園			
	第二延			中延	小山	111111	在原平塚学園	MY III II III III		
26			京陽	小山			第一日野	弗四日野		
27			大原源氏前	宮前	豊葉の杜学園		芳水			
	旗		源氏前	清水台	延山	荏原平塚学園	伊茲			
29			大原	源氏前		豊葉の杜学園	伊藤			
	清水		第二延山		~ · · ·	在原平塚学園				
31			後地	第四日野		(小山)	络田口町			
32				芳水		第三日野				
	伊藤学			山中	伊藤	豊葉の杜学園	上神明			
	八潮学			浜川	城南第二	<i>EE</i> → 73° . I	Δ\\ J.16•			
	在原平塚等			中延	小山	第二延山				
	品川学			城南第二	浅間台	台場	御殿山	芳水	山中	
37	豊葉の杜美			<u>戸越</u> シック体	上神明	伊藤学園	二不	山中	伊藤	

小山小学区域の一部変更に伴い、小山小と小山台小が隣接しなくなる ⇒ 一定期間はお互いを隣接校と同じ取り扱いとする

1 経過措置の基本的な考え方

- (1) いずれのケースも、兄弟姉妹で同じ学校に通えることを最優先とする。
- (2) 学区域変更の対象者は、一定期間旧学区域の学校を希望選択できる。 その場合、兄弟姉妹優先の次の順位とする。 ただし、在校生は制度変更後も引き続き在籍校に通うこととする。
- (3) 小学校等の学校選択制は一定期間、旧制度におけるブロック内の学校および ブロック外の義務教育学校を希望選択できる。 その場合、優先順位は隣接校を選択した者の次の順位とする。
- ※ 実際の運用上、兄弟姉妹+学区変更など、重複するパターンが想定されるため、 新選択制度での優先順位も含め、今後具体化する。

2 経過措置パターンの整理

制度	対象(新入生)	兄弟姉妹が在籍	兄弟姉妹なし	経過措置期限	
学区域	旧学区域の学校 を希望	①無抽選受入れ ※平成31年度までに入 学した兄弟姉妹が在籍し ている場合に限る	②抽選順位2位 (選択制の兄弟優先の 次の順位)	①在籍する限り適用 ②変更年度を含む 2年間	
学校選択制	旧選択対象校 (隣接校以外)を 希望	③抽選順位1位 (兄弟優先) ※平成31年度までに入 学した兄弟姉妹が在籍し ている場合に限る	④隣接校希望者の次 の順位	③在籍する限り適用 ④変更年度を含む 2年間	

▶ 本区の過去の学区域変更事例、他区市の事例等も踏まえ、周知期間を1年間とし、経過措置は 兄弟姉妹が在籍の場合は在籍する限り、その他は2年間とする(完全移行まで3年間)。